

議案第48号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「によるひとり親家庭等に対する」を「による」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2	市長	新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年条例第9号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は新居浜市子ども医療費助成条例、新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関

		する情報であって規則で定めるもの
4 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	新居浜市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務で	医療保険給付関係情報又は新居浜市重度心身障がい者医療費助成条

	あつて規則で定めるもの	例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
9 市長	新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は新居浜市子ども医療費助成条例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
10 市長	新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は新居浜市子ども医療費助成条例若しくは新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの

第2条 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

国民健康保険法等の一部が改正され、健康保険証が廃止されることに伴い、子ども医療費及び重度心身障がい者医療費の助成に関する事務における個人番号の利用範囲を定めるため、並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が、個人番号の利用が可能な準法定事務に定められたことに伴い、独自利用事務から当該事務を除く等のため、本案を提出する。